

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： ブータン国ギダコム国立感染症病院改築計画準備調査 (QCBS)

案件番号： 20a00209

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書 (案)

2020年6月24日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年6月24日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ギダコム国立感染症病院改築計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年9月 ～ 2021年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です（詳細は第4章参照）。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：調達部契約第一課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 保健第二グループ 保健第四チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference)の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年7月15日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり (outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年7月27日 12時

(2) 提出方法：

1) プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）のみでの提出を原則とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%

当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年8月13日（木） 14時00分～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 208会議室

- 1競争参加者あたり1名の参加とさせていただきます。参加される方は身分証明書をお持ちください。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年8月25日（火）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容

反映案)」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則電話による説明とします。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1 3. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとも

に、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本「特記仕様書案」に記述されている脚注については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロジェクトの計画の背景と概要

(1) プロジェクトの背景

近年、世界各地においてエボラ出血熱、新型コロナウイルスによる肺炎など新たな感染症が発生し、結核やマラリア等には薬剤耐性が出現している。国を越えた人や物の移動が活発になったことで感染症は国際的な課題となっており、疾病の国際伝播の防止を目的とし世界保健機関（WHO）が定める国際保健規則（International Health Regulations）においても各国で感染症への対策を向上させていくことが求められている。しかし、ブータン王国（以下、「ブータン」という。）では重篤な感染症を適切に治療できる設備を備えた病院がないために、このような感染症が国内で発生もしくは海外より持ち込まれた際に適切な対応、処置が出来ず、国内に被害が拡大することが懸念されている。

ブータンの感染症対策においては、結核患者数は減少傾向にあるものの、依然死亡要因別順位では8位と、多くの結核による死亡が見られている（WHO, 2017）。また、国際的に増大が懸念されている薬剤耐性結核（Multi Drug Resistant TB; MDR-TB, Extensively Drug Resistant TB; XDR-TB）患者や、HIV／結核重複感染者が増加傾向にあり、ブータン政府が策定した第12次5か年計画（2018年－2023年）の中でも課題として言及されている。2018年には全国で約180名いると推定されている薬剤耐性結核患者のうち、治療を受けた患者は約60名に留まっており、適切な感染症治療環境の整備が緊急の課題となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症については、ブータン国内における感染者数が66名（2020年6月15日時点、内22名は完治、死者は0名）と感染拡大は限定的ではあるが、国内の感染症の検査・診断・治療の体制を強化することが、こうした未知の感染症の感染拡大防止等への備えとして重要であることが、ブータン政府内でも改めて強く認識されている。

ギダコム病院は首都ティンプーと国際空港のあるパロの中間付近に位置する国立感染症病院であり、一般の結核患者に加え、薬剤耐性結核やHIV／結核重複感染者など治療が難しい感染症患者の入院受入と治療を行うとともに、地域病院として一般の医療サービス提供を行っている。しかしながら、同病院は建設から50年以上経過しており建物の老朽化が激しく、また感染症治療に十分なスペースや換気設備を有していない等、適切な治療や感染拡大を防止する体制が十分に整っていない状況にある。「ギダコム国立感染症病院改築計画」（以下、本事業という。）は重篤な感染症に対応する環境の整備並びに感染症治療の質改善を目的とし、既存のギダコム国立感染症病院の機能を拡充するため、新たな施設の建設と医療機材の整備を実施するものであり、同国の保健・医療セクターにおける重要事業と位置付けられている。

かかる状況を受け、ブータン政府は、我が国に対し、ギダコム国立感染症病院における施設及び機材の整備を要請した。本調査においては、要請内容の必要性、妥当性を確認のうえ、無償資金協力案件としての適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本事業は、ギダコム国立感染症病院施設において新たに施設を建設し、医療機材を整備することにより、重篤な感染症に対する治療の質の改善と、感染拡大を適切に防止し、感染症対策の知見を有する人材育成拠点の構築を図り、もってブータンの感染症対策の強化に寄与するものである。

(2) プロジェクトの内容：

【施設】病棟部、外来部、診療部、研修・研究部等

(新施設設の延床面積：4000～5000 m²程度)

【機材】結核菌培養・薬剤感受性検査設備、遺伝子・血清検査設備、デジタルX線装置等

(3) プロジェクトサイト

ギダコム国立感染症病院（ティンブー県パロ）

(4) プロジェクト実施体制

1) プロジェクト実施機関：保健省（Ministry of Health）

2) 他機関との連携・役割分担：国内で感染症を扱う医療従事者に対する研修施設を整備する。また、混雑が著しい国内最大の総合病院である Jigme Dorji Wangchuck National Referral Hospital の外来患者を一部吸収し、混雑緩和を図る。

3) 運営維持管理体制：保健省、ギダコム国立感染症病院が運営・維持管理を担うことが想定されるが、協力準備調査により詳細確認する。

(5) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

無償資金協力「母子保健・基礎医療機材整備計画」（2000年）、「救急車整備計画」（2010年）、「第二次救急車整備計画」（2014年）、「国立病院及び地域中核病院における医療機材整備計画」（2016年）

(6) 他ドナー等の援助活動

WHO はブータンの感染症対策において、従来より MDR-TB を最大の問題と認識し、保健省に対し、保健システム強化、非感染性疾患対策等重点6分野を定め能力強化を行っている。また、COVID-19 対策においても WHO をはじめとする各国連機関及びその他ドナーがさまざまな支援を行っている

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、及び事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ブータン政府から要請のあった「ギダコム国立感染症病院改築計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がブータン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の記載された準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（1回目）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（2回目）、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員の参加を想定している。

(2) プロポーザルの記載事項

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(3) 調査時の留意事項

1) 施設整備の敷地の確認

本事業では、ギダコム国立感染症病院の既存施設と別棟の施設を新設し、当該施設に機材を設置することを想定されている。施設整備を行うサイトは、既存のギダコム国立感染症病院施設に隣接する職員官舎が所在する敷地が想定されており、同敷地は同病院の敷地内であるが、懸念点として既存官舎の移転や敷地内の段差の整地が必要との情報を入手している。

現地調査（第1回）においては、新施設で保健医療サービスを提供する上での既存施設との効率的な連携及び動線の確保（上記整地を含む）のほか、電気、給排水、通信などの既存インフラの状況についても確認し、先方負担事項となる内容及びその概略予算を明らかにする。

なお、当初は複数の候補サイトがあった中で、直近でブータン政府側から上記敷地を選定した旨の連絡を受けているところであるが、現地調査（第1回）を通じ、最終的に先方との間でサイトを決定する必要がある。

2) 未知のウィルス感染症への対応

本事業は、新型コロナウイルス感染症といった未知の感染症対策の強化に資するものである。ブータン国内における今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延及び対応の状況については、随時情勢が変化する可能性があることに留意しつつ、ブータン保健省及びギダコム国立感染症病院における最新状況や直面する課題を踏まえた計画とする必要がある。

3) 対象施設及び機材の選定

ギダコム国立感染症病院は、感染症を専門とする国立病院であり、国内のトップリファラルである国立病院（JDWNRH）と連携し、感染症により隔離・療養が必要となる患者を受け入れる役割を担っている。現在、一般の結核患者に加え、薬剤耐性結核やHIV／結核重複感染者など治療が難しい感染症患者の入院受入と治療を行うとともに、地域病院として感染症に限らず一般の外来サービスを近隣住民に提供している。同病院は、今後、「患者と働く人にやさしい病院」としてブータンでのモデルとなることを掲げながら、従来の地域総合病院としての機能とともに、主に重篤な空気感染症（特にMDR-/XDR-TB）等の治療のトップリファラルかつ新興・再興感染症に備えた感染症病院として、検査・診断・治療の機能をさらに強化することを目指している。また、これらの機能を活かして、感染症分野を中心とする教育・研修・研究機能も強化することを目指している。本業務においては、中長期的なニーズを見据え同病院に求められる機能を検討した上で、既存施設にて対応する部分と本事業において整備する部分とを整理する必要がある。

具体的には、主に対象となる感染症の種類、求められる検査レベル、隔離が必要な感染症の場合の陰圧室の要否、拡張後の医療従事者の確保見込み、後述の運用・維持管理体制の確保見込み、他の医療機関とのすみ分け、地域医療の拠点として求められる役割等を十分に精査した上、新設される施設/設備及び機材を優先的に対象とし、その範囲を検討する必要がある。

4) 技術協力プロジェクトとの連携可能性

ブータン政府の要請に基づき、技術協力プロジェクト「医学教育の質の強化プロジェクト」が2020年6月に採択され、2020年～2025年にかけて5年間のプロジェクトを実施予定である。同プロジェクトは、国立ケサル・ギャルポ医療科学大学（KGUMSB）を主な協力相手方として、教員の能力強化及び関連する教育設備等の強化を通じ、医師等の卒後教育の拡充及び短期卒後研修並びに保健医療政策立案に資する研究実施能力を含む教育/研究/運営能力を強化し、ブータンにおける質の高い保健医療人材の自律的な育成と保健医療サービスの質の向上に寄与することを目指すものである。ギダコム国立感染症病院は、同プロジェクトが対象とする医師等の教育・人材育成の実践の場として活用される可能性があることから、同プロジェクトの形成の進捗について把握し、必要に応じて計画に反映する必要がある。

なお、ソフトコンポーネントと同プロジェクトとの役割分担についても留意する必要がある。

5) 設備・機材の運用・維持管理体制の確認とプロジェクト内容の精査

ブータンにおいては、感染症分野専門の医師・研究者等は自国での育成は困難であるため海外で学んだ人材に限られており、恒常的に人数が不足している状況である。

こうした状況を踏まえた上で、設備・機材の運用・維持管理体制を確認し、対象医療施設が自立的・持続的に運用・維持管理ができるような機材計画を策定する。また、機材調達後に適切な運用・維持管理がなされるように維持管理計画を策定し、実施機関に対して人員配置や予算確保を含む適切な維持管理の実施を求める。

さらに、必要に応じてソフトコンポーネントを通じて運用・維持管理能力の向上を支援する必要性を調査する。

6) 高度医療機材の適切な選定

保守契約付帯が必要な医療機材がある場合には、現地における保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。保守附帯契約については参考資料「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照のこと。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成と発注者に対する説明

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

インセプション・レポートと現地調査（第1回）の対処方針について、対処方針会議において発注者、国内関係者に対して説明する。

また、複数のサイト候補に関する情報収集、既存の医療サービスとの連携、それぞれのサイトで必要と見込まれる先方負担についても調査項目とし、その進め方についても発注者、国内関係者に対して説明する。

(2) インセプション・レポートの先方政府に対する説明・協議

現地調査（第1回）において、JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

本計画に関連する政策、保健医療状況を確認し、必要性・妥当性を整理する。

1) ブータン保健医療セクターの概要

- ①保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、感染症を含む疾病負担、貧困度など）
- ②保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と本プロジェクトの位置づけ
- ③保健医療体制（公的病院の数、リファラルシステム、保健行政、政策、人材、予算等）と国家開発計画

2) ブータンの保健医療セクターにおける本プロジェクトの位置づけ

- ①ブータンの保健医療セクターに対する我が国及び他国による援助動向
- ②我が国の援助動向の確認と本プロジェクトの位置づけ
- ③他ドナーの援助動向の確認と本プロジェクトとの棲み分け（先方政府または他ドナーによる本プロジェクトに関連する支援計画がある場合は、本プロジェクトの実施内容（整備施設・機材等）やスケジュールと先方の事業内容、スケジュールの調整が必要となるため、適切な計画を関係者と協議した後、その内容を事業計画の内容に含める。）

(4) プロジェクトを取り巻く状況と実施体制の確認

各プロジェクトに関する以下の状況及び実施体制を確認し、関係機関がプロジェクトの実施に必要な人的能力、財務力、技術力を備えているかを精査する。

- 1) 保健省、国立病院 (JDWRH)、王立疾病予防管理センター (RCDC)、王立医療科学大学 (KGUMSB)、関連省庁、他の同国内主要病院と、対象病院との関係性とプロジェクト実施にかかる役割分担、ブータンにおける対象病院の位置づけ詳細
- 2) 対象病院の組織・権限・人員構成、近年の財政収支・予算状況
- 3) 医療サービスの提供状況、技術水準 (提供される保健医療サービス種類、入院・外来患者数、疾患内訳 (入院、外来)、検査 (臨床、画像診断等)、手術、死亡原因、病床占有率リファラル件数、診察料手術待ち時間、入院待ち時間など)、ブータン国内において保健医療人材の育成に果たす役割
- 4) 人材の雇用・配置・育成の状況 (雇用状況、勤続年数、部門ごとの配置数、医療従事者への卒前/卒後教育、留学及び各種研修、OJT の実施状況等)
- 5) 既存施設・機材の活用状況
- 6) 対象病院周辺、並びに近隣州の地理的情報 (地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど)
- 7) 近隣の病院や同レベル病院の医療サービス提供状況 (活用状況、機材品目、仕様、提供サービス、レファラルの状況)
- 8) 維持管理体制 (人員配置・予算確保の状況、修理や消耗品等の追加的購入が必要になった際の対応フロー及び迅速性、現地代理店の能力、予防メンテナンスの状況、維持管理実施の実状と課題、機材の廃棄状況等)
- 9) 公共事業実施に伴い必要な国内手続き
- 10) 新型コロナウイルス感染症に対するブータン国内の対応状況と課題

(5) サイト状況 (自然条件等) 調査

現地調査 (第1回) において、施設建設候補地に関する自然条件・社会条件の概況 (非自発的住民移転の有無、既存施設の有無・配置状況、土地所有権、面積、形状、地盤状況、特殊土壌の有無及び地中障害物等) の確認、先方負担事項 (既存施設及び地中障害物の撤去、整地の必要性など) の整理を行う。主な調査内容は以下の通り。(なお、排水・廃棄物処理等、事業による環境への影響を最小限にすることを前提とし、要請時の事前スクリーニングにおける本事業の環境社会配慮におけるカテゴリ分類はCとなっている。)

- 1) 敷地内インフラの整備状況の確認 (水道・電気等の引き込み状況、排水 (公共下水道) の状況、既存建造物の有無・配置状況、雨季の施工計画に与える影響の確認、停電、電圧変動、断水の状況等を含む)
先方負担事項に必要な手続き、関係機関、所要期間などについて確認を行い、日本がプロジェクトを実施する場合のブータン側の負担事項について説明する。更には、建設許可など新規に施設を建設する際に必要な手続きも、併せて確認する。なお、給排水設備に関しては、敷地内の給水点の状況、水質がブータン及び最新のWHOの基準 (公示時点では2017年) に達しているか等を確認する。
- 2) 自然条件調査の実施
要請施設の建設予定地の状況、自然環境・気候等について調査する。本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定

サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査、給排水・水質調査）を行う。なお、同調査は現地再委託にて実施することを認める。ただし、実際に再委託が行われたときには自然条件調査担当団員による調査実施方法及び結果（データ）の確認・検証を実施すること。特に調査団の帰国後に現地測定結果を取りまとめる場合には、第三者の立会い検査を含めるなど配慮し、調査結果についてはコンサルタントが責任を持って確認する。

同調査の仕様は別紙に示すとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

また、本調査に係る再委託費は別見積りとして計上する。

（6）要請施設の確認と調達事情の調査

- 1）当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- 2）協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。資機材や消耗品の本邦、第三国調達が発生する場合は、原産国、調達先、価格（輸送費や輸入価格を含む）、アフターセールスサービスの内容等の調査も含む。
- 3）機材整備に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用を確認する。
- 4）前述の敷地内インフラの整備状況の確認結果を踏まえ、必要且つブータン側が維持管理可能な設備を計画する。電力については、電圧変動、停電など商用電源の安定性についても調査し、維持管理計画に反映する。
- 5）当該国での施行／設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

（7）要請機材の確認と調達事情の調査

- 1）既存の機材のメーカー・数量・稼働状況、配置予定部門の活用状況の確認
- 2）要請機材（品目・仕様・数量）の精査
- 3）調達事情（第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、調達・通関に関係する機関、調達価格、輸送費、免税措置、関連法令、保険など）の確認（基本的には本邦調達を想定するが、第三国調達の必要が生じた場合は調達先候補国について前広に発注者と相談を行う。）
- 4）資機材・消耗品・スペアパーツ等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターセールスサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材及び保守契約の内容、保守契約を履行できる現地業者の有無等を考慮した調達方法の検討
- 5）調達に係る資機材の輸送経路及び方法の検討
- 6）機材据付に伴う施設（補強）工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用の確認

（8）調査結果報告と設計方針の発注者に対する説明・協議

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、それぞれ、帰国後10営業日以内に現地調査結果

概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに現地調査（1回目）の帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

（9）プロジェクト内容の概略設計

上記調査及び発注者との協議を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。概略設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を策定し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、施設設計に際しては、「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用基礎研究報告書」を参考にする。

1）計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計方針を設定する。

現地調査（1回目）にて、施設建設の計画用地を選定し、先方と合意。現地調査（2回目）にて自然条件調査などを実施し、概略設計を行う。

2）全体計画

既存の病院の利用状況や病床の占有率、保健医療人材の育成に向けた研修計画（研修内容・実施者等）等を把握し、増築のニーズを改めて確認すると共に、隣接する建物や対象サイトの状況を確認し、施設の規模や内容の妥当性を精査する。また、既存の機材の種類・数量・稼働状況、人員配置、提供医療サービスや運用・維持管理に関する技術力等の状況を踏まえ、要請機材の無償資金協力による調達適否を検討する。

3）概略設計図の作成

4）施設計画

施設計画は、先方施設基準、既存施設の活用状況、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、トイレ等の付帯設備等については、対象地域内の他の医療施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

5）設備計画

設備計画については、先方の整備基準、既存医療施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

6）施工計画

①施工方針

②施工上の留意事項

③施工区分（先方負担工事との区分）

④施工監理計画

⑤品質管理計画

⑥資機材等調達計画

⑦実施工程（雨季などを考慮した工期を提案する）

7）機材調達計画

①要請された機材の必要性・活用計画、既存施設における機材活用状況および老朽化の具合、消耗品やメンテナンスサービスの入手可能性を含む維持管理の現実性、現地調達の可能性等を踏まえた、適切な機材計画（機材名、メー

- カー、仕様、数量、使用部門、優先順位等)の策定
- ②調達事情(第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、機材の輸送経路、通関手続き、保険等)の確認
 - ③消耗品、スペアパーツ、燃料等の計画・調達事情(必要な品目・数量・費用、予算確保の方法、調達先・代理店の情報等)の確認
 - ④機材の配置場所(診療・検査部門)及び運用にかかる人員配置計画(特に画像診断、臨床検査の医療従事者)の確認(なお、早期の効果発現のため、施設の完成に先立ち、既存施設への機材納入が可能か確認する。)
 - ⑤保守契約附帯の要否の検討(対象医療機材の同定、最低限必要な契約内容、期間、サービス費用、現地代理店、実施体制)
- 8) 施設側の補強・改修にかかる概略設計図及び施工計画の策定
- 機材設置のために建物の床・内壁等の補強・改修や給排水・電気設備の改修が必要と判断された場合には、当該部分の補強・改修方法を必要に応じて図面と共にまとめる。また、プロジェクト内で施設側の補強や改修工事が想定される場合は、据付時に必要な工事手順等についてもまとめる。
- 9) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容
- 施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン(改訂版)」(2010年版)を参照のこと。ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。

(10) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項(用地の確保、既存施設の撤去、電源及び水道の整備、免税手続き、銀行取決め(B/A; Banking Arrangement)及び支払授權書(A/P; Authorization to Pay)の発給、運用・維持管理人員の配置、維持費用の確保、保守契約等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。特に免税手続きについては、免税を確保すべき税目、対象及び免税方式について、先方政府に説明・確認を行う。用地確保(更地による引渡し)が案件実施の条件であることを確認する。また、既存施設の撤去については、地中埋設物が確認された際の対応について先方政府との役割分担を確認する。

上記以外に追加的に先方負担とすることが望ましい事項が生じた場合はそれも先方負担事項として先方に遵守を求める。

これら調査の結果は無償資金協力としてプロジェクトを実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共にプロジェクト実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

(11) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業で調達される財・サービスに対し、先方政府は免税を確保することを基本原則としていることから、本プロジェクトの実施で生じる各種税についてどのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。これら免税情報は現地JICA事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、既存情報の収集と情報アップデートを行う。調査終了時には収集した情報を取りまとめ

JICA事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にとりまとめ、データにて提出する。

(12) プロジェクトの維持管理計画の策定

- 1) 政府関係機関および対象病院の機材の維持管理体制、維持管理実施の現状の確認
- 2) 必要な維持管理業務に関する、各年に必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務の分類・整理
- 3) 維持管理の実施に必要な人員の配置、消耗品・スペアパーツ・燃料等の購入、保守契約の実施等に関する内容と実施方法の確認
- 4) 維持管理計画の策定
- 5) 維持管理にかかる費用の積算と先方政府からの予算措置の取付

(13) 概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、機材に関しては、入札に対応できる精度を確保することとする。

- 1) 準拠ガイドライン
積算にあたっては、上記マニュアルの補完編（建築分野及び機材編）を参照して積算を行う。
- 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討
概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減にかかる検討を行う。
- 3) 機材の保守契約
積算にあたっては、保守契約を含めた場合の積算も検討する。
- 4) 予備的経費
本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを発注者に提供する。
 - ①経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
 - ②工事量変動にかかるリスク
 - ③自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
 - ④現地政府のガバナンスにかかるリスク
 - ⑤治安状況にかかるリスク

(14) プロジェクトの評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。研修・人材育成に関する指標については、前述の技術協力プロジェクトの詳細計画を踏まえつつ、定量的効果の指標の設定が可能か検討する。

(15) ジェンダー課題・障がい者配慮に関する調査

- 1) ジェンダー課題及び障がい者配慮に関する情報を収集し、状況を把握する。
- 2) 施設計画（設計仕様、トイレ、病棟・診療部門の配置など）に対する具体的なジェンダー配慮事項及びユニバーサルデザインを提案する。

(16) プロジェクトの実施監理にあたっての留意事項の整理

1) 安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ブータンの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

2) プロジェクト実施監理にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、概要説明を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

3) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(17) 準備調査報告書（案）の作成と発注者に対する説明

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について発注者と協議する。

準備調査報告書（案）と現地調査（第2回）の対処方針について、対処方針会議にて発注者、国内関係者に対して説明する。

(18) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の先方政府に対する概要説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）を保健省等政府関係者及び対象病院関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また機材についても、その品目のみならず詳細な仕様を確認すること。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(19) 準備調査報告書等の作成

ブータン政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協

議を踏まえ、以下の成果品を作成する。また、内容につき、帰国報告会で説明する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（PMR; Project Monitoring Report）の初版（案）

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5) から10) を成果品とする。

なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|---|------------------------|
| 1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| 2) インセプション・レポート | : 英文3部 |
| 3) 現地調査結果概要 | : 和文3部 |
| 4) 免税情報シート | : データ提出 |
| 5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文2部 |
| | |
| 6) 概要資料 | : 和文2部 |
| 7) 準備調査報告書 | : 和文（製本版）8部及びCD-R 1枚 |
| （※完成予想図を含む。） | : 英文（製本版）8部及びCD-R 1枚 |
| | : 和文（簡易製本版）2部及びCD-R 1枚 |
| 8) 機材仕様書 | : 和文2部 |
| | : 英文2部 |
| 9) デジタル画像集 | : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度） |
| 10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 | : 英文3部 |

- 業務計画書とは、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、発注者に提出する。
- 5) 概略事業費（無償）積算内訳書については「協力準備調査設計・積算マニュアル補完編（土木／建築分野）」（2019年10月）及び「機材編」（2019年10月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2019年4月）」に準拠することとする。
- 7) 準備調査報告書及び8) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。
- 7) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約にお

- ける報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。
- 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
 - 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(別紙 1)

ギダコム国立感染症病院改築計画準備調査にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画などを行うために必要な情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量結果

(2) 地盤調査／地質調査／気象調査

目的：施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：ボーリング（新施設建設予定サイトには最低4ヶ所、支持層が確認できるまで周辺の敷地内は標準貫入試験などの実施も可）、土質試験（膨張性土の有無について要確認）、月別の最高・最低・平均気温、月別湿度、月別降雨量、月別風量・風向、季節風の発生頻度等

成果品：試験結果、柱状図、調査結果

(3) 地中障害物/埋設物調査

目的：地中障害物・廃棄物などの有無の確認を行う。

内容：施設、付帯構造物計画位置で試掘等

成果品：調査結果

(4) 給排水／水質調査／給電調査

目的：使用可能な水質・水量・電力量であるかを確認する。

内容：水量、水質、断水・水圧低下の有無及び時間帯、浄化槽、排水の放流先、電圧変動、停電頻度、停電時間帯等

成果品：試験結果

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：病院施設建設／医療機材調達に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／建築計画

➤ 建築設計／自然条件調査

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築計画）】

a) 類似業務経験の分野：業務主任者／建築計画に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：ブータン国及びその他開発途上国

- c) 語学能力：英語
- 【業務従事者：担当分野 建築設計／自然条件調査】
- a) 類似業務経験の分野：建築設計／自然条件調査に関する業務
 - b) 対象国又は同類似地域：ブータン国及びその他開発途上国
 - c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年10月上旬より第1回現地調査を行い、その後積算等の国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、翌2021年6月中旬に第3回現地調査（概略設計）を実施することを想定する。2021年11月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 16.6 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

ア) 分野構成

- ①業務主任者／建築計画（2号）
- ②建築設計／自然条件調査（3号）
- ③構造設計
- ④設備設計
- ⑤施工計画／積算
- ⑥機材計画／維持管理計画
- ⑦調達計画／積算
- ⑧保健計画

注1) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

- イ) 現地調査（第1回）：①～⑧
- ウ) 現地調査（第2回）：①、②、⑥

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国の現地法人への再委託を認めます。
・自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査、給排水・水質調査）

(4) 新型コロナウイルス

本業務については、新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始

時期等に関しては発注者と協議の上決定する。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 4) 自然条件調査
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。
- なし。
- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。
- なし。
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路以外を排除するものではありません。
- ・東京⇒シンガポール⇒パロ（シンガポール航空、ロイヤルブータン航空）
 - ・東京⇒バンコク⇒パロ（タイ航空、ロイヤルブータン航空）
- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- 案件計画調書①
- 医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要

(2) 公開資料

- 無償資金協力「国立病院及び地域中核病院における医療機材整備計画」（2016年）ODA 見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1660610/index.html>
- 「開発途上国のレベルに応じた日本の病院施設・技術の適用」基礎研究報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034237.html>

(3) 配布資料（電子データの個別配布）

以下の資料について、希望者に電子データにて提供します。希望者は、上記第1章4.【事業実施担当部】の担当者（Sato.Rie@jica.go.jp）まで連絡してください。

- ギダコム国立感染症病院出張報告書
- ギダコム国立感染症病院敷地に関する既存資料（施設整備候補地概要、測量図）

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	3	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／建築計画</u>	(40)	(16)
ア) 類似業務の経験	16	7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	8	3
オ) その他学位、資格等	6	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(16)
ア) 類似業務の経験		7
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		2
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>建築設計／自然条件調査</u>	(20)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	4	
エ) その他学位、資格等	4	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 ブータン国ギダコム国立感染症病院改築計画準備調査
- 2 対象国名 ブータン国
- 3 履行期間 2020年 月 日から
2021年 月 日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 人間開発部保健第二グループ（保健第四チーム）の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2020年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

【オプション3：12ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回 (契約締結後)：契約金額の〇〇%を限度とする。
- (2) 第2回 (契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第3回 (契約締結後●ヶ月以降)：契約金額の◎◎%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。